

でんさい受取対応開始の案内状サンプル（記入例／赤字箇所）
（受取企業⇒支払企業）

20XX 年 5 月 10 日

お取引先 各位

株式会社全銀製作所

「でんさい」での受取対応開始について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、お取引先様へのご請求について、約束手形および小切手を利用しておりましたが、政府における 2026 年までの約束手形・小切手の利用廃止の方針等を受け、弊社においても「でんさい」での受取ができるようにいたしました。
※「でんさい」は、株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称「でんさいネット」）が提供する電子記録債権のことです。利用イメージについては、別紙「でんさいについて」をご参照ください。

つきましては、貴社において「でんさい」によるお支払いをご希望される場合は、下記の弊社担当部署までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

弊社の利用者番号および決済口座情報

利 用 者 番 号	0	1	2	3	4	A	B	C	D	
決 済 口 座	金融機関名	全国銀行			金融機関コード		9	9	9	9
	支 店 名	東京支店			支 店 コード		0	0	1	
	口 座 種 別	☒ 普通 ☐ 当座	口座番号		1	2	3	4	5	6
変更可能時期※	2	0	X	X	年	8		月	分	

※上記時期から「でんさい」を発生（手形という振出）いただくことが可能です。

貴社において変更開始時期等が決まりましたら、弊社にご連絡願います。

以上

【お問い合わせ先】

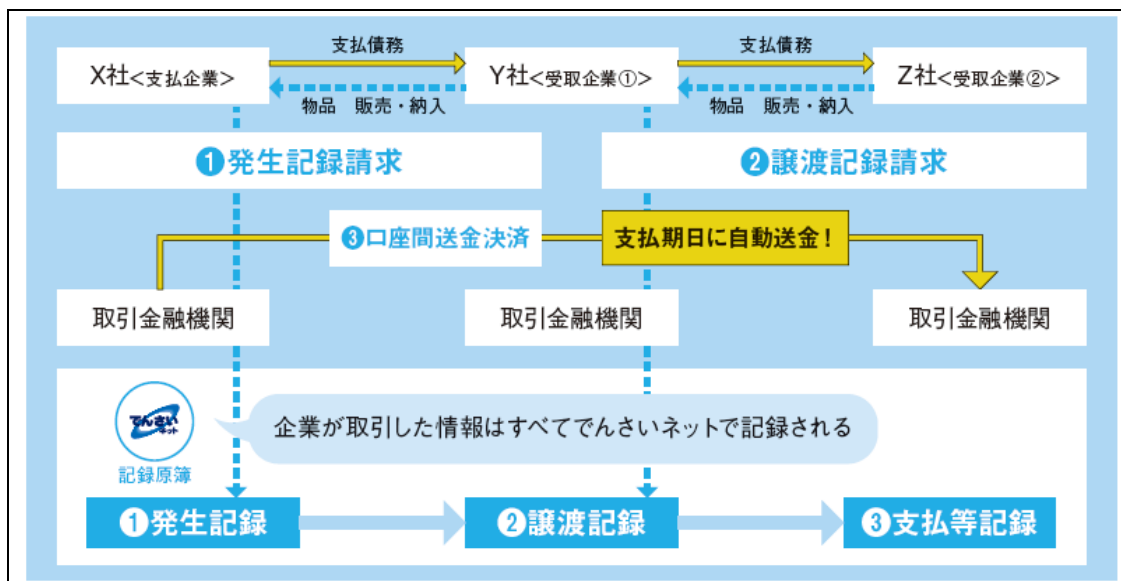
総務部 中村（ナカムラ）、山本（ヤマモト）

電話 03 - 1234 - 5678

メール soumu@zenginseisakujo.co.jp

でんさいについて

1. でんさいの取引イメージ



①「でんさい」の発生記録【手形でいう振出】

X社が、取引金融機関のインターネットバンキング等を通じて「発生記録請求」を行うことで、でんさいネットに「発生記録」が記録され、「でんさい」が発生します。

②「でんさい」の譲渡記録【手形でいう裏書譲渡】

Y社が、取引金融機関のインターネットバンキング等を通じて「譲渡記録請求」を行うことで、でんさいネットに「譲渡記録」が記録され、「でんさい」がZ社に譲渡されます（原則、譲渡人を保証人とする保証記録が随伴します）。

③「でんさい」の口座間送金決済【手形でいう取立依頼】

支払期日になると、自動的にX社（支払企業）の決済口座から決済資金が引き落とされ、Z社（受取企業②）の決済口座に入金されます（取立依頼のような手続は必要ありません）。

※ 詳細は、でんさいネットのウェブサイト (<https://www.densai.net/>) をご覧ください。

※ 「でんさい」は、銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、農協系統金融機関等、でんさいネットに参加している全国の金融機関でご利用いただけます。

※ 「でんさい」のご利用にはお取引金融機関所定の手数料が必要となります。

2. でんさいの主な利用メリット

- ① 「でんさい」は、電子的に記録されるため、手形の発行、搬送および領収書の受領・保管等、手形を取り扱う場合における様々な事務負担等が発生いたしません。
- ② 手形を振り出す場合は、印紙の貼付が必要となりますが、「でんさい」の場合は、印紙税は課税されません。
- ③ 「でんさい」は、電子的に記録されるため、現物（手形）の搬送に係るコスト・リスクが削減されることに加え、紛失リスクが生じないため手形を紛失した場合に起こる公示催告等の対応も発生いたしません。